

最終更新日: 2010年6月25日
株式会社アートネイチャー代表取締役会長兼社長 五十嵐 祥剛
問合せ先: 経営企画部 内藤 功 TEL: 03-3379-3228
証券コード: 7823<http://www.artnature.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報1. 基本的な考え方 更新

当社企業グループは、「ふやしたいのは笑顔です」をモットーに、髪に関して悩みを抱えている一人ひとりのお客様に最も適した製品、サービスを提供することにより、お客様に満足頂ける毛髪文化を創造することを経営理念としております。

この理念に沿って、当社グループの持続的な発展を追究するとともに、適正な利益を確保することによって、株主・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーと共に繁栄する企業を目指しております。これを実践するために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるとともに、法令を遵守するコンプライアンス経営を推進いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
五十嵐 祥剛	3,783,770	22.91
有限会社アイ・コーポレーション	1,485,000	8.99
塚本 武	1,293,400	7.83
阿久津 弘子	820,000	4.96
石井 英昭	577,300	3.49
五十嵐 啓介	570,600	3.45
みずほキャピタル株式会社	556,400	3.36
アートネイチャー社員持株会	444,626	2.69
五十嵐 愛子	270,000	1.63
五十嵐 佳奈子	270,000	1.63

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	その他製品
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社では、社外監査役が取締役会へ出席する等、外部の目を通して中立的な立場から経営の意思決定と執行を監視しているため、監視機能が十分に働いていると判断しております。
また、当社は「執行役員制度」を導入しており、意思決定・監督機能と執行機能とを分離することにより、監督機能の実効性と業務執行の効率性を高めております。
なお、現段階では社外取締役は選任しておりませんが、社外取締役の起用も考慮し、すでに定款では社外取締役の責任免除規定を織り込んであり、適切な人材がいれば社外取締役の導入も検討いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

会計監査は新日本有限責任監査法人に委嘱しており、期中、期末の定期的な監査を実施し、適正な会計処理の確認と財務情報・経営情報の提供を受けております。
監査役(会)は、監査法人との定期的な会合を通じ、監査方針、監査計画及び独立性の確認、会計監査の実施状況等について意見交換、また、適宜開催する会合を通じ、情報交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

常勤監査役は監査部及びコンプライアンス統括室と隔月に1回定期的に会合を開催し、また、必要に応じ適宜会合を開催しております。監査役(会)は、監査部から内部統制の状況、コンプライアンス統括室から法令及び社会倫理の遵守の状況について報告を受けるとともに、相互の意見交換、情報交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐野真	弁護士								○	
長谷川恭昭	公認会計士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
佐野真	独立役員であります。	当社監査役佐野真は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を充たしており、当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はありません。当監査役は弁護士であり、法律の専門家としての立場から、当社の経営及び業務の適法性について独立性の高い公正な監査をして頂いております。
長谷川恭昭	——	当社監査役長谷川恭昭は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を充たしており、当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はありません。当監査役は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、会計専門家としての立場から、当社の経営及び業務の適法性について独立性の高い公正な監査をして頂いております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 **更新**

平成22年3月期においては、取締役会を18回、監査役会を15回開催致しております。社外監査役の平均出席率は取締役会で91.6%、監査役会で100.0%となっております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションとして新株予約権を2名の取締役に付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社企業価値最大化に対する士気をより一層高めることを目的として、当社の取締役及び従業員の内、取締役会が定めた者に対して、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
------	---------------------

開示状況 更新	その他
----------------	-----

該当項目に関する補足説明 **更新**

有価証券報告書に開示している平成22年3月期に取締役及び監査役に支払った報酬等の額は次のとおりです(ただし営業報告書(事業報告)においては総額の開示を実施しております)。(単位 千円)

- 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数
取締役(社外取締役除く)報酬等の総額340,537 (内訳基本報酬209,590、ストックオプション0、賞与90,000、退職慰労金40,946)対象となる役員の員数7人
監査役(社外監査役除く)報酬等の総額19,950 (内訳基本報酬18,000、ストックオプション0、賞与0、退職慰労金1,950)対象となる役員の員数1人
社外監査役 報酬等の総額10,640 (内訳基本報酬9,600、ストックオプション0、賞与0、退職慰労金1,040)対象となる役員の員数2人
- 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
(氏名)五十嵐 祥剛(役員区分)取締役(会社区分)提出会社(基本報酬)80,400(ストックオプション)0(賞与)36,000(退職慰労金)23,450(報酬等の総額)139,850

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役室及び総務部のスタッフが社外監査役を補佐する体制となっております。
情報伝達は、取締役会及び監査役会招集時の開催連絡、議案説明をメール・FAX・電話等で行うとともに、会議開催前に配布資料をもって事前説明を行うように務めております。また、特に常勤監査役と緊密な連携を取り、監査に必要な情報を入手できるよう監査環境を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

当社は監査役制度を採用しており、以下の機関により、業務の執行、監査・監督を実施しております。

○取締役会

当社の取締役会は7名で構成され、定例の取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会規程に基づき、経営方針や重要な

経営事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。
また、当社は、取締役会の意思決定機能、監督機能を高めるとともに、機動的且つ効率的な業務運営を行うため執行役員制度を導入しております。本部等、特に重要な部署の責任者等に上席執行役員乃至執行役員を取締役会にて選任・配置して業務の執行に当たらせ、その執行状況を監督することとしております。

○監査役会

当社の監査役会は3名の監査役(うち2名が社外監査役)で構成され、定例の監査役会を毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会に出席する他、常勤監査役は、その他の重要な会議に出席し、実際の議論等を把握し、また、取締役からの意見聴取や資料の閲覧、主要な事業所の業務及び財産の状況を往査等を通じて、取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査しております。監査役会では、こうして得られた情報、報告に基づき、監査役全員で協議しております。

○経営会議

当社の経営会議は、取締役及び経営企画部長で構成され、定例の経営会議を毎月2回開催し、経営に関する重要事項、本社あるいは各部門の経営課題について審議することにより、効率的且つ効果的な業務運営を図っております。

○経営革新会議

経営革新会議は、原則として月4回開催しており、常勤取締役及び経営企画部長がその構成メンバーであります。代表取締役社長の諮問機関として位置づけられ、経営方針に基づく全体戦略あるいは個別戦略等について審議しております。

○内部監査

当社は社長直轄の専任の内部監査部署として監査部を設け、10名の専任者を配置しております。内部監査は、本社各部、全国各店舗・サロン・新規事業所及び子会社の監査を実施しております。監査に当たっては、各部署の業務活動全般について、職務分掌、職務権限、その他の社内規程やリスクマネジメント、コンプライアンス、個人情報保護等の観点から監査を行っております。監査結果については、週次で社長に直接報告するとともに、定期的及び必要に応じて都度、取締役会及び監査役会に報告しております。また、当社では監査部、監査役及び会計監査人は、必要に応じて随時、意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連携強化に努めております。

○監査役監査

監査役は取締役会に出席し、更に常勤監査役は、取締役会及びその他の重要な会議にも出席し、主要書類の閲覧を含めた業務・会計の状況調査、取締役の業務執行について監査するほか、店舗・サロン・新規事務所、本社各部及び海外子会社の往査も実施しております。常勤監査役は監査部及びコンプライアンス統括室と隔月に1回定期的に会合を開催し、また、必要に応じ適宜会合を開催しております。監査役(会)は、監査部から内部統制の状況、コンプライアンス統括室から法令及び社会倫理の遵守の状況について報告を受けるとともに、相互の意見交換、情報交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。更に、監査役(会)は、監査法人との定期的な会合を通じ、監査方針、監査計画及び独立性の確認、会計監査の実施状況等について意見交換、また、適宜開催する会合を通じ、情報交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

○会計監査

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。その他、法務上の適切な助言を受けるために顧問弁護士と顧問契約を締結、税務上の助言を受けるために顧問税理士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスをを受けております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使環境の改善を目的として招集通知の早期発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(携帯電話によるものも含む。)を行うことができます。
その他	1. 株主総会議案の議決結果の公表を行っております。 2. ホームページへの招集通知の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、期末決算後の年2回、代表取締役会長兼社長による決算説明会を開催する他、機関投資家からの要請に基づいて個別にIRを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR情報のページを設け、決算説明会の資料、決算短信、有価証券報告書などを適宜掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内にIR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、顧客・取引先・株主・地域社会などあらゆるステークホルダーに対して、法的・社会的・倫理的な責任を果たすことを目指しております。この責任については「アートネイチャーグループの行動規範」に盛り込まれており、当社役員及び従業員は、この規範に従って業務を遂行しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の社会貢献活動といたしましては、様々な原因によって髪の毛を持つお子様に、希望と自信を持って笑顔の日々を送っていただきたいという願いのもと、無償でウィッグをプレゼントするリトルウィング・ワークス(LWW)活動を実施しております。また、2008年から女性の健康を応援する社会貢献活動として、より多くの方に乳がん検診を受けていただけることを目指して「ピンクリボン運動」を支援しております。また環境保全活動としましては、電気使用量削減注力に取り組む為、夏場・冬場のエアコンの温度を一定温度に設定するとともに、夏場にはクールビズを、冬場にはウォームビズを導入しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載するとともに、これに則った形での情報開示をしております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 ■ 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、「毛髪コンサルタントを使命とし、お客様に満足いただける毛髪文化を創造」することを経営理念の一つとして掲げ、その実現に向けて業務の適正を確保するため、次の体制を整備することを取締役会にて決議し、この基本的な考え方に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行は、法令及び取締役会規程に従い取締役会が監督するとともに、法令に従い監査役が監査を行い、監査報告書を作成する。
- (2) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンスに関する基本規程」、「アートネイチャーグループの行動規範」を制定し、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (3) 上記の徹底を図るため、コンプライアンス統括室を設け、グループ会社のコンプライアンスに対する取組みを横断的に統括することとし、取締役及び使用人に対する教育を行う。
- (4) 社長直轄部署である監査部は、業務の執行が法令、定款、及び社内規程等に則って適正に行われているかを監査するとともに、コンプライアンス統括室と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- (5) 当社の取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合、内部通報制度を通じて、コンプライアンス統括室又は社外の弁護士に直接報告出来る体制を整える。行為の重大性に応じてコンプライアンス統括室あるいは取締役会の指示した関連部署が再発防止策を策定して、全社的にその内容を周知徹底するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る文書または電磁的記録による情報については、法令及び文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものとする。
- (2) 業務上取り扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「情報システムセキュリティ管理細則」、「インサイダー取引防止規程」、「営業秘密管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運営を行う。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各本部のリスク管理を統括する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、担当取締役を置く。リスクマネジメント委員会は、定められたリスクマネジメント基本規程に従い、外部環境や経営環境の変化に伴い発生することが予想される様々な全社リスクに適切に対応するため、リスク管理体制の構築と運用を行う。各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、各部署は自部署のリスクについての管理を行うと共に定期的な見直しを実施する。
- (2) リスクが顕在化した際は危機管理基本規程に従い代表取締役社長を最高責任者とした危機管理対策本部を設置し、損害の拡大防止、速やかな危機の収束を図る。
- (3) 大規模災害時に備えて、「事業継続計画(BCP)規程」に基づき、情報システム・重要な情報のバックアップ及び一定量の棚卸資産の別所での保管等の措置を講じる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図るとともにこの目標に基づく中期経営計画を策定する。また、取締役会はその具体化のため毎期の事業計画と予算を設定する。
- (2) 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムによって迅速に管理会計としてデータ化し、経営企画部が取締役会に報告する。
- (3) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を進め、かつそれぞれの機能強化を図るため、執行役員制度を導入するものとする。
- (4) 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織並びに各職位の責任と権限を明確にした「職務権限規程」を制定するものとする。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、経営理念、社是及び「アートネイチャーグループの行動規範」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
- (2) グループ会社は、関係会社管理規程に従い、事業運営に関する一定の重要事項について当社の経営会議での審議及び取締役会への付議若しくは報告を行う。
- (3) 当社の監査部はグループ各社の内部監査を実施し、その結果を各グループ会社の社長及び当社の取締役会・監査役会に報告するものとする。当社取締役会及び監査役会は、必要に応じて、グループ各社に対して改善を求めるものとする。
- (4) グループ会社の取締役及び監査役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、グループ会社のみならず、当社の取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- (5) 監査役は必要に応じてグループ会社の調査を行うとともに、必要と判断する事項について監査部に調査を依頼することができる。
- (6) グループ会社の自主性を尊重しつつ、経営企画部は四半期毎に予算及び事業計画の執行状況を確認する。
- (7) 当社及びグループ会社の主要業務について、定期的内部統制の有効性について自己点検・自己評価(日常的モニタリング)を行い、重大な問題がある場合は取締役会及び監査役会に報告するものとする。取締役会及び監査役会は、報告内容を審議し、必要があると認める場合は、当該関係部署の部署またはグループ会社社長に更なる改善措置を求めるものとする。

6 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役職務を補助するため監査役室を設置し、監査役の意見を尊重したうえで監査役室に1名以上の使用人を必要に応じて配置する。

7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役室に所属する使用人の人事評価は常勤監査役が行う。
- (2) 監査役室に所属する使用人の解任、懲戒、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前の同意を得て行うものとする。
- (3) 監査役室に所属する使用人は取締役からの独立性の確保に留意し、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役及び使用人は法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告するものとする。

- (1) 全社的に影響を及ぼす重要事項に関し取締役会が決定した事項
- (2) 監査部による内部監査の結果
- (3) コンプライアンス統括室が運営するコンプライアンス「ほっとライン」への通報状況
- (4) 取締役及び使用人が発見した「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」「重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為」「定款に違反する又はそのおそれのある職務執行の事実」

9 監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査業務の実効性を高めるため、社外監査役には、弁護士・公認会計士などの専門知識を有する人材を登用するものとする。
- (2) 取締役及び監査役は、定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスク等、重要課題について意見交換を行う。
- (3) 監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人及び監査部と意見交換を行う。
- (4) 監査役は、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席できるものとする。
- (5) 監査役より会社情報の提供を求められたときには、取締役及び使用人は遅滞なく提供を行うものとする。

10 財務報告の適正性を確保する体制

グループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、グループ会社各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備、運用するとともに、その体制及び運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

11 反社会的勢力を排除するための体制

当社は反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求にも応じない。不当要求の対応を所管する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る社内規程等の体制整備を行い、反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関

連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

■ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、「アートネイチャーグループの行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、不透明な癒着と言われかねない一切の関係を排除する旨の基本方針を定めております。

また、反社会的勢力排除に向けて下記の体制を整備・運用しております。

- (1) 総務部を所管部署として「反社会的勢力対応規程」等の社内規程を制定
- (2) 社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、定期的に行われる情報交換会および研修会に担当者を派遣
- (3) 所轄警察署、顧問弁護士との連携および各種講習会等への参加

V その他

1. 買収防衛に関する事項

当社が企業価値の維持・向上を実現するためには、中長期的な経営戦略に基づき、商品開発力の強化、人材の育成、グループ経営によるコスト低減、生産性向上を目指した事業展開を実施する等の種々の施策に継続的に取り組むことが必要であり、また株主、取引先、従業員、地域住民等のステークホルダーとの信頼関係を維持していくことが不可欠であると考えております。

上記施策の継続的実施や取引先を始めとするステークホルダーとの信頼関係の維持が当社の株式の買付を行う者によって中長期的に確保されない場合は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、上記の施策の継続的な実施、及び取引先を始めとするステークホルダーとの信頼関係の維持が確保されない、即ち、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量取得や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって当社に具体的な脅威が発生している訳ではなく、また、当社として、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み(いわゆる「買収防衛策」)を予め定めるものではありません。

しかしながら当社としましては、株主・投資家の皆様から負託されました当然の責務として、当社の株式取引や株主の異動を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と判断する措置を取るものとします。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えるものとします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

